

第11回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成30年7月25日(水)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(3階会議室)

3、出席委員 (6人)

会長 7番 知念 一義

委員 1番 渡久地 真吾

2番 喜納 キミ子

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第7号 農地転用許可不要届について

報告第8号 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 非農地証明願いについて

議案第56号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農政班長 比嘉 貴哉

7、会議の概要

- 議長 ただ今から第11回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。
- 議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は5番委員と6番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。
- 議長 会議についてお諮いします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案に入ります。
- 議長 報告第7号 農地転用許可不要届について
事務局より報告をお願いします。
- 事務局 報告第7号 農地転用許可不要届について
上記のことについて、別紙の通り届出をうけたので、
本部町農業委員会専決処理規定第2条の規定により、農業委員会へ報告します。
- 事務局 1ページ目をお開き下さい。今回の報告件数は1件です。
- 事務局 番号1番 崎本部2720 地目 畑 面積1156㎡の内84㎡
譲受人:那覇市にある企業A
譲渡人:那覇市在住B氏
転用目的:無線基地局の建設(賃貸借契約)
添付資料説明
- 事務局 以上で報告を終わります。
- 議長 報告が終わりましたので意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので次に進みます。
- 議長 報告第8号 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告第8号 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて
上記のことについて、別紙の通り申請を取り下げることにしたので、
本部町農業委員会専決処理規定第2条の規定により、農業委員会へ報告します。
- 事務局 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
- 事務局 番号1番 謝花34-3 地目 畑 面積600㎡
譲受人:本部町在住C氏
譲渡人:本部町在住D氏

取下げ理由:譲受人の人数の変更のため
説明:申請人(譲受人)の人数の変更のみで再申請するが、
転用内容に変更がないので、再申請を行います。
添付資料説明

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議がございませんので次に進みます。

議長 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条
の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会
の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 伊豆味2150 登記現況共に、畑 面積1968㎡
譲渡人:本部町在住E氏
譲受人:本部町在住F氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

番号2番 山里908-2 登記現況共に、畑 面積2146㎡
山里908-4 登記現況共に、畑 面積55㎡
山里908-5 登記現況共に、畑 面積56㎡
山里908-8 登記現況共に、畑 面積721㎡
譲渡人:本部町在住G氏
譲受人:名護市在住H氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

番号3番 新里606 登記現況共に、畑 面積327㎡
譲渡人:那覇市在住I氏
譲受人:本部町在住J氏
権利種別:所有権移転
申請事由:規模拡大
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
では、議案第54号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議がございませんので、議案第54号は可決致します。
次に進みます。

議長

議案第55号 非農地証明願いについて
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第55号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、
農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、
可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 願出人: 沖縄市在住K氏
申請農地: 石川339 登記、畑 現況、宅地 面積230㎡
申請要旨: 長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しており、土地もせまく、
畑として利用できない。
所有者: 願出者に同じ
添付資料説明

番号2番 願出人: 南城市在住L氏
申請農地: 新里891-1 登記、畑 現況、非農地 面積334㎡
申請要旨: 約200坪の土地であったが、町道備瀬通学路線の拡張工事に伴い、
約半分を町に買収され、土地も狭くなったため、農地として利用できないため。
所有者: 願出者に同じ
添付資料説明

番号3番 願出人: 本部町在住M氏
申請農地: 豊原522 登記、畑 現況、非農地 面積1441㎡
申請要旨: 該地は資材置場として利用されていたため、農地としての利用が難しい状態。
所有者: 願出者に同じ
添付資料説明

番号4番 願出人: 本部町在住N氏
申請農地: 北里658-1 登記現況共に、畑 面積624㎡
申請要旨: 該地は雑草・雑木が繁茂しているため。
所有者: 願出者に同じ
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。補足説明をお願いします。

6番委員

補足説明させていただきます。

番号1番は面積的にも農地としての利用価値はあまりないと思います。

番号2番は申請にもあるように道路の拡張工事で農地の大部分が削られ、
写真の通り雑草・雑木が生い茂っていました。

番号3番は写真の通り農地として利用できる状況ではありませんでした。
問題はいつからこの状況なのかなのですが長い間耕作されていた様子がなく、
砂利などが混ざっており、耕作に適した土地ではないように思います。

番号4番は、農地行政上、非農地となっても問題ないと思います。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

議長 では、議案第55号について提案通り可決決定認めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議がございませんので、議案第55号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第56号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第56号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 北里1117 登記現況共に、畑 面積3268㎡
北里1117-1 登記現況共に、畑 面積432㎡
利用権を設定する者: 沖縄市在住O氏
利用権の設定を受ける者: 本部町在住P氏
利用権の設定期間: 5年(使用貸借)
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なし)

では、議案第56号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なし)

異議がございませんので、議案第56号は可決致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義